

平成 15 年 9 月 3 日

企業会計基準委員会 御中

貴委員会から公表されておりました「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針(案)」につきまして、下記のような意見がございますので、よろしくお取計らい下さいますようお願い申し上げます。

1. 資産グループの構成資産に配分する減損損失について(第 25 項)

資産グループの構成資産の全部又は一部の正味売却価額が容易に算定でき、減損損失が帳簿価額と正味売却価額の差額を超過することが明らかな場合は、資産グループについては正味売却価額を下回らないように、他の各構成資産に減損損失を配分することができるとされている。

しかし、共用資産の場合は、各構成資産に配分する(減損会計基準 注解 8)とされており、一方は「配分できる」とし、他方は「配分する」とする規定と解されるが、そのように解釈してよいかを明記して頂きたい。

2. 建設仮勘定に係る減損損失について(第 26 項)

(1) 建設仮勘定の帳簿残高を超える将来キャッシュ・フローについて

建設仮勘定は完成後に生ずると見込まれる将来キャッシュ・インフローから完成まで及び完成後に生ずると見込まれる将来キャッシュ・アウトフローを控除して見積る(第 34 項(4))とされているが、建設仮勘定の帳簿残高より将来キャッシュ・フロー(ネット)のマイナスが大きい場合は負債計上を行うのかどうか明確ではない。

本来、そのような状況の場合、事業計画自体を廃止することが合理的なため、該当するような事象はないと考えられるが、やむをえず事業を継続する場合にはこのような状況も生じうると思われる。

(2) 建設仮勘定に係る減損損失の処理について

資産グループの帳簿価額から控除するが、減損損失の測定時には各建設仮勘定に配分せず、完成時にそれまでの総支出額等の合理的な方法に基づいて配分する

(第26項)とされている。

しかし、具体的な処理方法が明確ではないので、設例3において例示することが望まれる。

3. 使用価値の算定に際して用いられる割引率について(第41項)

割引率に関して4種の割引率が並列的に記載され、さらにこれらを総合的に勘案したものとされている。

しかし、当該4種の割引率の数値に大きく差がある場合には、いずれの割引率を使用するのかについて実務上混乱すると思われる。また、第41項の(3)と(4)の割引率は簡便的な算定方法と解される。

そこで、例えば貴委員会の「『固定資産の減損に係る会計基準の適用指針』の検討状況の整理」で示したように、使用する割引率に関する優先度合いを示した方がよいと思われる。

4. 共用資産の取扱いについて(第44項から第46項)

共用資産が複数ある場合で、かつ、相互に関連性がある場合も考えられるので、設例を示すことが望まれる。

5. 実施時期等について(第60項)

減損会計基準を早期に適用した企業において、減損損失を計上する必要がなかった場合は、追加情報として、その旨を記載することを妨げないとしている。

しかし、会計基準の変更に伴う会計方針の変更については、正当な理由による会計方針の変更に該当する(「監査基準の改訂に関する意見書」三 9(3))ので、たとえ減損会計基準の早期適用により影響がなかったとしても、会計方針の変更という性質が変わるわけではない。

したがって、減損損失を計上する必要がない場合でも、会計方針の変更として、その旨を記載する必要がある。

6. 資産のグルーピング(第64項)

資産のグルーピングに関する相互補完的な影響の例として、管理会計上合理的

な内部振替価額を用いた収入の把握が困難なケース、あるいは資産ごと又は複数の資産をまとめた単位では継続的な収支の把握に意義を見出せないケース(第64項(1))、法規制によるサービス供給義務のあるケースが述べられている(第64項(2))。

これらがどのような業種・業態について述べているのかが明確でないと思われるので、想定している具体的な業種・業態について記述する必要があると思われる。

7. 設例について(設例1-4)

[設例1-4]において、商業・サービス業に係る資産のグルーピングが例示されている。

当該設例の「(2)考え方 連結財務諸表」の1行目に、「連結財務諸表上でも、XY社、X社及びY社の各店舗単位がグルーピングの単位と考えられる。」との記載がある。

ここでは、持株会社XY社の連結財務諸表上の取扱いが示されているが、A店も、個別財務諸表と連結財務諸表に共通している。そこで、A店についても、個別財務諸表における取扱いと連結財務諸表における取扱いを示すべきと思われる。

監査法人トーマツ
トーマツリサーチセンター
松崎 信
手塚 仙夫
泉本 小夜子
中島 努
阿部 光成